

第3回 所有権(2)：所有権を保護する制度 — 物権的請求権ほか

2010/10/04

松岡 久和

【所有権の重層的な保護】（120-123, E20）

- ・ 公法上の保護—財産権の保障と損失補償（憲29条）
- ・ 刑法上の保護—各種財産罪
- ・ 私法上の保護—
 - 物権的請求権（規定なし）
 - （侵害）不当利得返還請求権（703条以下）
 - 不法行為に基づく損害賠償請求権（709条以下）

【所有権に基づく物権的請求権】（15-25,105,106-108, E20-28）

参考文献：奥田昌道「物権的請求権について」法教198号（1997年）7頁以下

Case03-01 Xの所有する土地と隣地との境界線は約1m弱の傾斜のある段差で一部は石垣になっている。この段差は不動産業者Aが昔土地を宅地造成する際に生じたものであった。現在の隣地の所有者はAから輾轉売買されYである。Y所有地の一部の石垣が自然崩落して、大きな石がXの所有地に転げ落ち邪魔になっている。XはYに対して、石の除去を請求できるか。逆にYからXの石の返還を請求できるか。

Case03-02 隣人Yの家が古くなってこちらに倒壊してきそうである。私Xはどのような法的措置が取れるか。Xが、①土地建物の所有者である場合、②土地の賃借人で建物所有者である場合、③土地上の建物の賃借人である場合で差が出るか。

1 物権的請求権の根拠と特質

- ・ 根拠：①物権の性質（直接性・排他性・絶対性）、②占有訴権との対比、③「本権の訴」（189条2項、202条）
- ・ 特質：故意・過失不要（類：不当利得返還請求権）←→不法行為に基く損害賠償請求権
←所有権のあるべき姿の回復、相手方の負担なし
所有権に従属；独自の消滅時効なし、所有権と別個独立には譲渡不可

2 物権的請求権の種類

- ①妨害排除請求権：占有の全面的喪失以外の所有権の実現妨害
- ②妨害予防請求権：所有権の実現妨害のおそれ
- ③返還請求権：占有の全面的喪失

※占有回収の訴え（200条）との違いに注意

共通の要件：客観的に所有権の実現が妨げられている不適法状態またはそのおそれ
強制的な実現方法は414条（類推）→民執168-173条による

3 物権的請求権の当事者

- ・ 権利者：所有権者
- ・ 被告：現に権利の実現を妨げている人／妨げている物の所有者
物の占有者には間接占有者を含む。

Case03-03 Xの所有する甲土地の上に、Y名義の乙建物が存在しているが、Xやその先祖（被相続人）がYに甲を貸したことはなく、乙によって甲が不法占拠されている状態にある。次の場合、XはYに建物収去・土地明渡しを請求できるか。

- ① Zが乙を建ててYの名前を勝手に使って登記していた場合
- ② Yが乙を建てた後で乙をZに譲渡したが、登記名義をZに移転していない場合

判例 百46（土地崩落の危険を作った者から土地を譲受した者）

百47（裏返しの対抗問題？：実質的所有者説の緩和。松岡・法教168号148頁も参照）

★妨害物所有権が放棄された場合は？（E23コラム⑥）

4 物権的請求権の内容

Case03-04 XはAに工場所有目的で土地建物を賃貸したところ、AはYから製造機械を借り受けて設置し操業していたが、資金繰りが苦しくなって夜逃げした。XがYに対して機械の撤去を求めたところ、Yは逆に機械の返還を請求する。どちらの言い分が認められることになるか（モデル：大判昭5・10・31民9-1009。E25-26）。

Case03-05 横須賀港に停泊していたXのヨット甲が盗まれたが、甲はその1年後に那覇港で発見され、現在は那覇在住のYの所有名義となっていた。関係書類が偽造されて輾轉譲渡されたらしく、Yは善意・無過失であったがXに甲を返還する義務を負うことになった（192-193条参照）。那覇港から横須賀港までの航行費用はどちらの負担か。

- ・ 古典的な説の対立

行為請求権説（判例）－相手方の費用負担。ただし不可抗力の場合を除く。

忍容請求権説－請求者の費用負担（相手方に故意・過失があれば損害賠償で解決）

責任説－相手方の責に帰すべき事由の有無により行為請求権・忍容請求権を使い分け
ほかにも相関関係説、費用折半説など多様

★論点：両当事者に故意も過失もない場合の費用負担、請求権衝突の有無

- ・ **修正行為請求権説**：所有権者の本来負担すべき危険を考慮して侵害者が誰か評価

★なお問題は残る。

5 物権的請求権と要件事実 —— 返還請求権の場合を例として

- ・ 判例や司法研修所の理解とその問題点

原告の請求原因：①自己への所有権帰属＋②被告の占有

被告の争い方：①または②の否認、あるいは③**占有正権原の抗弁**（例：原告との契約による債権的利用権や原告に対抗できる物権的利用権）

民法第2部（物権・担保物権）

→被告が争わなければ、不法占有／不適法状態が存在しないのに請求が肯定されてしまっ、実体法上の要件の理解と矛盾

・1つの解決提案

請求原因：所有権の帰属＋被告の占有→要件としての「不適法状態」の一応の推定
抗弁：占有正権原による「不適法状態」不存在

参考 松岡久和「物権的請求権」大塚直ほか編『要件事実論と民法学の対話』（2005年）186頁以下

6 返還義務を負う占有者の保護

- ・善意占有者の**果実收取権**（189条）と悪意占有者の果実返還義務（190条）
- ・善意占有者の責任限定（191条）
- ・**必要費償還請求権**（196条1項）と**有益費償還請求権**（196条2項）および**留置権**（295条）

【物権的請求権の周辺】（25-26, E27コラム⑨）

※民法第3部・第4部の守備範囲でもあるため、時間の関係で省略することもあります。

1 物権的価値返還請求権？ **文献** 四宮和夫「物権的価値返還請求権について」我妻追悼『私法学の新たな展開』（1975年）183頁以下）

Case03-06 XはAに100万円を騙し取られた。Aの手元にあったその100万円をAの債権者Yが差し押さえた場合やZがAから債務の弁済を受けた場合、XはYやZに対して、その100万円の所有権を主張できるか。騙し取られたのが100万円相当の指輪であった場合とどう違うかを対照して考えなさい。

- ・金銭所有権移転における「占有＝所有」理論：占有により常に金銭所有権が移転
- ・元所有権者は物としての金銭には無関心→Xは金銭債権者。債権者平等に服す。
←流通手段としての金銭の特殊性、価値としての金銭の特殊性
- ・四宮提案：価値帰属の保障のために一定の物権的効果を付与
- ・批判：限界線が不明確、金銭と物との区別、金銭と帳簿上の金銭の不当な区別、破産財団の空洞化や先取特権制度の潜脱
- ・発展の方向は？

2 不動産賃借権に基づく妨害排除請求権

- ・判例：対抗要件を備えた不動産賃借権に限り直接の妨害排除請求を肯定
- ・学説：判例を支持するもののほか、一般的肯定説（←**権利の不可侵性理論**）、否定説（占有訴権や債権者代位権の転用）、相関関係説、真正賃借人（所有権者からの賃借人）対抗要件不要説など多様

3 公害・生活妨害

- ・判例・通説：**人格権**に基く差止請求権を肯定。限界確定は**受忍限度論**。

判例 百10（北方ジャーナル事件）、最判平9・12・18民51-10-4241（道路通行に関する人格権的利益）